

薩摩川内市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

薩摩川内市長 岩切秀雄

薩摩川内市条例第47号

薩摩川内市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

薩摩川内市道路占用料等徴収条例（平成16年薩摩川内市条例第281号）の一部を次のように改正する。

別表中表の部分の部分を次のように改める。

占用物件		単位	占用料額	摘要
法第 32条 第1項 第1号 に掲げ る工作 物	第1種電柱	1本につ き1年	650円	占用物件た る電柱、電 話柱を支え ている支線 又は支柱の 占用料は、 徴収しない。
	第2種電柱		1,000円	
	第3種電柱		1,400円	
	第1種電話柱		580円	
	第2種電話柱		930円	
	第3種電話柱		1,300円	
	その他の柱類		58円	
	共架電線その他上空に設 ける線類	長さ1メ ートルに つき1年	6円	
	地下に設ける電線その他 の線類		4円	
	路上に設ける変圧器	1個につ き1年	570円	
	地下に設ける変圧器	占用面積 1平方メ ートルに つき1年	350円	
	変圧塔その他これに類す るもの及び公衆電話所	1個につ き1年	1,200円	
	郵便差出箱及び信書便差 出箱		490円	
広告塔	表示面積 1平方メ ートルに つき1年	900円		

	家屋その他これに類する 工作物		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	580円	
	その他のもの			1,200円	
法第 32条 第1項 第2号 に掲げ る物件	外径が0.07メートル 未満のもの		長さ1メ ートルに つき1年	25円	専用住居用 排水管の占 用料は、徴 収しない。
	外径が0.07メートル 以上0.1メートル未満 のもの			35円	
	外径が0.1メートル以 上0.15メートル未満 のもの			53円	
	外径が0.15メートル 以上0.2メートル未満 のもの			70円	
	外径が0.2メートル以 上0.3メートル未満の もの			110円	
	外径が0.3メートル以 上0.4メートル未満の もの			140円	
	外径が0.4メートル以 上0.7メートル未満の もの			250円	
	外径が0.7メートル以 上1メートル未満のもの			350円	
	外径が1メートル以上の もの			700円	
法第32条第1項第3号及び第4 号に掲げる施設			占用面積 1平方メ ートルに つき1年	1,200円	
法第 32条 第1項 第5号 に掲げ る施設	地下街 及び地 下室	階数が1のもの	Aに 0.005を 乗じて得た額	Aは、近傍 類似の土地 の時価を表 すものとし る。	
		階数が2のもの			Aに 0.008を 乗じて得た額
		階数が3以上の もの			Aに 0.01を乗

				じて得た額	
	通路	上空に設けるもの		450円	
		地下に設けるもの		270円	
		その他のもの		350円	
	その他のもの			1,200円	マンホール、暗きよ等
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メートルにつき1日	9円	
	その他のもの		占用面積 1平方メートルにつき1箇月	90円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メートルにつき1箇月	90円	
		その他のもの	表示面積 1平方メートルにつき1年	900円	
	標識		1本につき1年	930円	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円	
		その他のもの	1本につき1箇月	90円	
	幕(令第7条第4号に掲げ	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積 1平方メートルにつき1日	9円	

	る工事 用施設 である ものを 除く。)	その他のもの	その面積 1平方メ ートルに つき1箇 月	90円	
	アーチ	車道を横断する もの	1基につ き1箇月	900円	
		その他のもの		450円	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積	1,200円	
令第7条第3号に掲げる施設			1平方メ ートルに つき1年	Aに 0.034を 乗じて得た額	Aは、近傍 類似の土地 の時価を表 すものとし る。
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積 1平方メ ートルに つき1箇 月	90円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				120円	
令第7 条第8 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は高架の 道路の路面下（当該路面 下の地下を除く。）に設 けるもの		占用面積 1平方メ ートルに つき1年	Aに 0.019を 乗じて得た額	Aは、近傍 類似の土地 の時価を表 すものとし る。
	上空に設けるもの			Aに 0.024を 乗じて得た額	
	地下 （トン ネルの 上の地 下を除 く。） に設け るもの	階数が1のもの		Aに 0.005を 乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに 0.008を 乗じて得た額	
		階数が3以上の もの		Aに 0.01を乗 じて得た額	
その他のもの		Aに 0.034を 乗じて得た額			

令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに 0.019を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに 0.014を 乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに 0.024を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに 0.014を 乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに 0.019を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに 0.024を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに 0.034を 乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		Aに 0.034を 乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに 0.019を 乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに 0.024を 乗じて得た額
	その他のもの	Aに 0.034を 乗じて得た額
その他のもの		占用物件の種類ごとに市長が別に定め

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。